

令和7年2月17日

事業主様
事務担当者様

関東ITソフトウェア健康保険組合
適用一課 TEL03-5925-5302

令和7年4月期に係る届出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年4月期におきましては、新規採用等により届出が集中し、通常より手続きにお日にちをいただくこととなります。この状況の改善及び事務処理の効率化を図る観点から、下記の届出について事前申請の受付を実施させていただきます。事前に申請を希望される場合には、下記の要領に従い届出をご申請いただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 事前申請の対象となる届出について

届出書類	受付可能な取得日・認定日・喪失日	申請方法
① 「健康保険 被保険者資格取得届」	取得日が 令和7年4月4日までのもの	届出用紙 電子申請、電子媒体(CD)
② ①の届出に係る 「健康保険 被扶養者(異動)届」	認定日が 令和7年4月4日までのもの	届出用紙
③ 「健康保険 被保険者資格喪失届」	資格喪失日が 令和7年4月1日付のもの	届出用紙 電子申請、電子媒体(CD)

2. 届出期間

令和7年3月3日(月)から受付開始

※3月21日までのご申請にご協力をお願いいたします。

※書類内容に不備があった場合は、手続き及び資格確認書等の発送が遅れる場合がございます。

※決定通知書・資格確認書等は、返信用封筒の同封が有りましたが、当組合に登録されている事業所所在地の事業主様へ送付となります。

※届出書類のコピーを同封されましても、受付印の押印はいたしません。

資格確認書、資格情報のお知らせは、後日事業所あてに別便で発送となります。

◎資格確認書(発行要否欄にチェックした方のみ)

→届出処理後、3営業日後に発送(目安)

◎マイナ保険証の利用、資格情報のお知らせ

→取得日が4/1の方で3/21までに組合に届出が到着し、オンライン資格確認システムへのデータ登録が完了できた場合には、マイナ保険証は取得日から利用が可能です。また資格情報のお知らせは4/7ごろに発送予定です。

3. 申請の際の注意事項

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。そのため、「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」には、資格確認書発行要否欄を設けましたので、新様式でのご提出をお願いいたします。

個人番号と住民票上の氏名、住所等をご記載ください。

① 「健康保険 被保険者資格取得届」

- ・被保険者番号は、必ず連番で記載してください。やむを得ず空き・飛び番号が発生する場合は、理由とその旨を空いているスペース等に記載してください。
- ・報酬月額は、基本給・諸手当・通勤手当・残業手当（見込）等を合算したものを記載してください。

② ①の届出に係る「健康保険 被扶養者（異動）届」

- ・被保険者本人の資格取得を事由とした申請であって、添付書類等に不備がない届出に限ります。

<個人番号を当組合へ届出される場合の添付書類>

- a. 【事前申請用】被扶養者現況表
- b. 被保険者と別居している方は、送金証明と仕送り申立書（当組合のホームページからダウンロード）。ただし、16歳未満の方と学生は除く。

<やむを得ず届出時に個人番号を提出できない場合（海外居住の被扶養者含む）の添付書類>

- a. 別様式の被扶養者現況表（当組合のホームページからダウンロード）
- b. 被扶養者現況表に示した必要書類

※なお、個人番号の収集が出来次第、すみやかに当組合へ「個人番号届」のご提出をお願いいたします。

③ 資格喪失日が令和7年4月1日付の「健康保険 被保険者資格喪失届」

「健康保険被保険者証」等の添付は原則不要です。令和7年4月1日以降に別途ご返却ください。

④ 電子申請、電子媒体(CD)について

- a. 旧様式を利用して資格取得届を申請する場合は備考欄に「資格確認書要」と入力してください。

「資格確認書要」の固定文言以外ですと発行対象となりませんのでご注意ください。

- b. KPFDデータの氏名欄について

- ・入力不可能な文字がある場合は、空欄にせず類似文字またはカタカナを入力してください。
- ・入力した文字の修正、文字数オーバーで全て入力できない場合には、「氏名修正願」を添付してください。（KPFDデータの「備考欄」には入力しないでください。）
- ・「氏名修正願」で届出した表記が当組合で登録できない場合は、原則入力されていた類似文字または全てカタカナでの登録となります。

<氏名修正願記入例>

被保険者番号	氏名 (KPFD表記)	氏名 (正)	修正文字	備考
(記入例) 1234	高橋 健保	高橋 健保	高	

4. その他

- ・届出書類は、当組合の用紙をご使用ください。用紙は当組合のホームページからダウンロードできます。
- ・関連会社間の転出転入、再雇用等による資格取得及び資格喪失は事前申請の対象といたしませんので、取得日以降のご申請をお願いいたします。
- ・ご申請いただいた届出に取消または報酬月額等の訂正が後日発生した場合は、各届出の取消届または訂正届が必要になります。
- ・事前申請については任意となります。報酬月額等の決定が4月1日以降の場合は、通常通りのご提出をお願いいたします。
- ・取得日以降に送金を開始している被扶養者異動届の申請は、「取得による申請」ではなく、「送金開始による申請」となり、事前申請の対象となりません。
- ・通年行われている事前点検の受理期間は、資格取得日の2週間前からとなります。

以 上